

# 山梨県PTA親子安全会定款

## 第1章 総 則

### (名称・帰属)

第1条 本会は山梨県PTA親子安全会という。

2 本会の事業は、山梨県PTA協議会の行う事業である。

### (事務所)

第2条 本会は事務所を、甲府市丸の内三丁目33番7号山梨県教育会館内におく。

### (目的)

第3条 本会は、PTA会員及び児童生徒の不慮の事故に対する見舞金給付、死亡弔慰金給付及び健康安全教育の向上や福祉の増進に対して助成を行うことを目的とする。

### (事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 児童生徒の学校管理下外の事故に対する見舞金の給付事業（見舞金給付規定）
  - (2) PTA会員のPTA活動中及び児童生徒を含めた社会的行事等の事故並びに教職員の勤務中に発生した事故に対する見舞金の給付事業（見舞金給付規定）
  - (3) 安全生活に対する意識の高揚・普及に関する事業
  - (4) 安全教育推進に関する事業（心の教育、教育相談事業、子育て学習会等）
  - (5) その他、本会の目的を達成に必要な事業
- 2 前項に掲げる事業に関しては山梨県PTA親子安全会見舞金給付規定の定めるところに基づき、山梨県PTA親子安全会審査運営委員会で決定する。

## 第2章 会 員

### (会 員)

第5条 本会は、山梨県内の国公立小中学校の児童生徒、その保護者及び教職員をもって会員とする。

2 会員は全員加入を原則とする。

### (会 費)

第6条 会員の災害見舞金の会費は、児童生徒は1人につき年額400円、保護者は一世帯年額300円、教職員は1人につき年額300円とする。

## 第3章 会議及び組織

### (会議の種類及び構成)

第7条 本会を運営し事業の推進を図るために次の機関をおく。

- (1) 総 会
- (2) 理事会
- (3) 常任理事会
- (4) 審査運営委員会
- (5) 諮問委員会

### (総 会)

第8条 総会は定期総会と臨時総会とする。

- 2 総会は会員たる単位PTAの代表者2名をもって構成する。
- 3 定期総会は毎年1回会計年度終了後3か月以内に会長が招集する。
- 4 臨時総会は必要に応じて、理事会または監事が必要と認めた時招集する。
- 5 総会の議長は出席者の互選で決める。
- 6 総会は代表者の過半数をもって成立し、委任状は出席と見なす。議決は出席者の過半数をもって決する。

### (総会の議決事項)

第9条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 事業報告及び決算報告
- (2) 事業計画および予算

- (3) 役員の承認
- (4) 定款の改廃
- (5) 重要な財産の処分、または重大な業務の負担に関する事項
- (6) 理事会に付託する事項
- (7) その他重要な事項

#### (理事会)

- 第10条 理事会は会長、副会長及び各郡市PTA連合会より選出された理事をもって構成し、年3回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるとき、あるいは理事数の3分の1以上又は、監事から開催の要求があった時も開催する。
- 2 理事会の議長は出席理事の互選で決める。
  - 3 理事会は理事の過半数の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意をもって決する。

#### (理事会の議決事項)

- 第11条 理事会は次の事項を議決する。
- (1) 総会から付託された事項
  - (2) 諸規定の制定及び改廃
  - (3) 役員の選任
  - (4) 事務局次長の任免
  - (5) 特別委員会の設置
  - (6) その他会務運営に必要と認める事項

#### (常任理事会)

- 第12条 常任理事会は理事会開催前又は会長が必要に応じて開催する。
- 2 常任理事会は会長、副会長、常任理事をもって構成される。
  - 3 議長は会長が就く。

#### (常任理事会の議決事項)

- 第13条 常任理事会は次の事項を議決する。
- (1) 理事会より付託された事項
  - (2) 緊急を要する事項（但し、この場合次回理事会の報告を必要とする）
  - (3) 委員会事業の細目に関する事項

#### (審査運営委員会)

- 第14条 審査運営委員会は本会の行う見舞金給付に関する審査及び必要な事項の検討を行う。
- 2 審査運営委員会は会長、校長会代表1人、母親代表1人、各郡市PTA連合会より選出された代表各1人

及び特別顧問の医師1人で構成される。

- 3 委員の互選で委員会を代表する委員長1人、委員長を補佐する副委員長を1人置く。
- 4 審査運営委員会は必要に応じて委員長が招集する。但し、原則として毎月1回見舞金審査のために審査運営委員会を開催する。

#### (諮問委員会)

- 第15条 諮問委員会は、本会の運営上重要な次の事項について諮問に答える。
- (1) 一般会計から会計が異なる団体への拠出に関する事項
  - (2) 定款の変更
  - (3) 本会組織の重要な変更
  - (4) その他重要な事項
- 2 諮問委員会は歴代の会長、校長会代表、母親代表、事務局長、事務局次長及び審査運営委員長の各経験者の内5代さかのぼった者をもって構成する。
- 3 諮問委員会は会長が必要に応じて招集する。

## 第4章 役員・顧問及び事務局

### (役員)

- 第16条 本会に次の役員を置く。
- 会長1人、副会長10人以内、常任理事若干名、理事若干名、監事3人以内を置く。
- 2 本会には、特別顧問として医師、会計士を理事会の承認を経て会長はこれを委嘱することができる。

### (役員を選任及び職務)

- 第17条 本会の会長は、山梨県PTA協議会の会長若しくは会長及び副会長経験者をもってこれにあて、本会を代表し、その業務を処理する。
- 2 本会の副会長は山梨県PTA協議会の副会長をもってこれにあて、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
  - 3 本会の監事は、山梨県PTA協議会の監事をもってこれにあて、本会の業務執行について監査を行う。また、理事会、常任理事会等に出席し意見を述べることができる。

- 4 本会の常任理事並びに理事は、山梨県PTA協議会の常任理事並びに理事をもってこれにあて、常任理事は副会長を補佐し、理事は理事会を組織して定款に定めるものの他、本会の総会より委託された事項を執行する。
- 5 本会の顧問は、山梨県PTA協議会の顧問をもってこれにあて会長の諮問に応じて、または重要な会務について意見を述べる。

#### (事務局)

- 第18条 本会の事務を処理するため事務局を設け、事務職員として山梨県PTA協議会事務局次長があたり及び庶務会計係を置く。
- 2 山梨県PTA協議会事務局次長は理事会の承認を経て会長が任免し、その他の職員は会長が任免する。
  - 3 職員の職制、服務及び給与については、山梨県PTA協議会の定める規定による。

#### (役員任期)

- 第19条 本会役員任期は定期総会開催日から次年度定期総会までの1か年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第5章 資産及び会計

#### (資産の構成)

- 第20条 本会の会計は、流動資産、固定資産及びその他の資産とする。

#### (資産の管理)

- 第21条 本会の資産は会長が管理、保管する。ただし、事務局次長に委嘱できる。

#### (経費の支弁)

- 第22条 本会の事業遂行に要する経費は資産をもって支弁する。

#### (収支予算・決算)

- 第23条 収支予算及び決算は会長が作成し、監事の意見を付し、理事会及び総会の承認を得なければならない。
- 2 決算を翌年度の5月31日までに完結するものとする。

#### (会計の種類)

- 第24条 本会の会計は一般会計と繰越特別会計の2種類とする。

#### (会計年度)

- 第25条 会計年度は4月1日から翌年3月31日とする。

#### (余剰金処理)

- 第26条 余剰金とは当期の収支差額のうち、当該年度の各単位PTAから納入された会費総額から、当該年度の総支出額を控除した残額を言う。
- 2 決算において余剰金が生じたときは、第31条の郡市P連安全教育推進活動を控除してもなお余剰ある場合、残額を繰越金として、次年度繰越金に加える。

#### (欠損処理金)

- 第27条 決算に於いて欠損金を生じたときは、繰越特別金を以て処理することができる。

#### (一時借入金)

- 第28条 本会は理事会の承認をもって一時借入金をすることができる。
- 2 一時借入金は当該事業年度内に償還するものとする。

#### (資産運用の制限)

- 第29条 本会は、次の方法で資産運用する。
- (1) 金融機関への預貯金
  - (2) 国債又は地方債
  - (3) 金銭信託

#### (PTA事業費)

- 第30条 本会は一般会計及び繰越特別金の利子相当額を次年度山梨県PTA協議会事業費として拠出することができる。

#### (郡市P連安全教育推進活動費)

- 第31条 本会は、決算において余剰金が生じたときは、各郡市PTA連合会に安全教育推進活動費として、各郡市P連より納入せられたる会費総額の5%を限度に拠出することができる。

#### (単位PTA学校事務費)

- 第32条 本会は、各単位PTA親子安全会学校事務費として、各単位PTAより納入された会費総額の5%を限度に拠出することができる。ただし、単位PTA1校につき2,000円を下らない。

## 第6章 雑 則

### (規定及び細則)

第33条 役員選出規定、経理規定、旅費規定は山梨県PTA協議会の定める規定による。

2 見舞金給付規定及び親子安全会細則については別途定める。

### (書類及び帳票等の備付)

第34条 事務局に次の書類帳票を備付しなければならない。

- (1) 定款・諸規定
- (2) 単位PTA名簿
- (3) 役員名簿
- (4) 財産目録
- (5) 収支に関する帳票・証憑
- (6) 会議議事録
- (7) その他必要な書類

### (情報公開)

## 《山梨県PTA親子安全会 見舞金給付規定》

### (目 的)

第1条 本規定は、山梨県PTA親子安全会（以下「本会」と呼ぶ）定款第4条第1項1号および第2号の規定に基づき、本会会員に給付する共済事業（以下「見舞金給付」という）の運営に関する事項を定める。

### (見舞金給付契約)

第2条 本会は、見舞金給付を行うため、単位PTA代表と見舞金給付契約を締結する。

2 見舞金給付契約を締結しようとする単位PTA代表者は、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 毎年4月1日から6月1日までに本会所定の用紙に加入者総数及び会費総額を記入し、契約の申し込みをする。
- (2) 会費は6月末までに本会指定の金融機関口座に入金するか、本会に持参し納入する。
- (3) 契約の解除をしようとする単位PTA代表者は、4月1日から6月1日までその旨を書面にて本会に提出しなければならない。
- (4) 前項を除き、毎年継続して契約の

第35条 PTA会員等より書面にて会長宛に資料開示請求があった場合、個人を特定するものを除いて原則公開とする。ただし、本会はこれに要する費用を請求できる。

(付則) この定款は平成15年度定期総会承認後施行する。

(付則) この定款は平成20年度定期総会承認後施行する。

(付則) この定款は平成21年度定期総会承認後施行する。

(付則) この定款は平成22年度定期総会承認後施行する。

(付則) 平成24年6月9日定期総会で一部改正：第2条、第17条

(付則) 平成25年6月15日定期総会で一部改正：第8条2

(付則) 令和元年6月1日定期総会で一部改正：第18条1、2

締結がなされたものとする。

### (給付対象)

第3条 見舞金給付の対象となる傷害事故はそれぞれ次の通りとする。

- 1 児童生徒 日本スポーツ振興センターの対象とならない児童生徒の私生活全般から発生した傷害事故。
- 2 保護者 PTAの主催又は共催の行事及び児童生徒を対象とした社会的行事等に参加中に発生した傷害事故。
- 3 教職員 上記保護者の場合の他、勤務中に発生した傷害事故。

### (見舞金の種類・金額)

第4条 本会が給付する見舞金は別表1の通りとする。

### (見舞金請求期間)

第5条 本会に見舞金を請求する場合は傷害事故発生日より180日を上限とする治療期間完了後、原則として3か月以内に医師等の証明書と単位PTA会長及び校長の職印のある見舞金請求申請書を提出しなければならない。事故発生日より、2年を経過して申請なき場合は請求出来ない。

### (医師等の証明書料)

第6条 医師等の証明書料については事務局負担とする。

**(免責事項)**

第7条 本会の行う見舞金給付責任は、次の場合は免責となる。

- 1 日本スポーツ振興センターにおいて担保されている傷害事故。
- 2 本人の無免許運転中，飲酒運転中の事故，その他不正な申請。
- 3 地震，噴火，台風，その他これに類似の天災に起因した事故。ただし，PTA会員として救出作業に従事中の災害は除く。
- 4 戦争，争議，紛争など動乱に起因した傷害事故。
- 5 医師等の治療回数が2回未満の傷害事故。
- 6 交通事故による傷害事故。（自転車の自損事故は除く）

付則 平成15年6月7日改正

平成15年6月8日施行

付則 平成17年1月30日改正

- 平成18年 4月1日施行
- 付則 平成17年10月1日改正
- 平成18年 4月1日施行
- 付則 平成19年10月1日改正
- 平成20年 4月1日施行
- 付則 平成21年 2月7日改正
- 平成21年 4月1日施行
- 付則 平成21年 5月23日改正
- 平成21年10月1日施行
- 平成22年 4月1日施行
- 付則 平成22年 5月22日改正
- 平成23年 4月1日施行
- 付則 平成23年10月8日改正
- 平成24年 4月1日施行
- 付則 平成26年 3月8日改正
- 平成26年 4月1日施行
- 付則 平成28年 2月6日改正
- 平成28年 4月1日施行
- 付則 令和 2年 2月2日改正
- 令和 2年 4月1日施行
- 付則 令和 5年 2月4日改正
- 令和 5年 4月1日施行

**(別表1 見舞金の種類・給付金額)**

区分	対象	事由		見舞金額
死亡見舞金	児童生徒	日本スポーツ振興センター適用外 (※学校生活中以外の全てのけがが対象)		10万円
	保護者・教職員	疾病・傷害を問わずいかなる場合も対象		10万円
傷害見舞金 【整(接)骨院での治療は5割給付，上限50,000円】	児童生徒	日本スポーツ振興センター適用外	入院	1,500円/1日
			通院	1,000円/1回
	保護者	1 PTA活動中 2 児童生徒を対象とした社会的行事参加中 (※社会的行事とは公的機関の主共催行事)	入院	3,000円/1日
			通院	1,500円/1回
	教職員	1 PTA活動中 2 児童生徒を対象とした社会的行事参加中 3 勤務中	入院	3,000円/1日
			通院	1,500円/1回
後遺障害見舞金	児童生徒 保護者・教職員	後遺障害見舞金支払区分によって査定された金額。 (ただし入・通院傷害見舞金と合算して10万円以内)		

(付則)

- 1 第3条の場合において傷害事故発生日より180日以内に後遺障害が発生した場合

は，後遺障害見舞金支払区分表及び嘱託医の見解を参考に，10万円を100%とし，後遺症の内容（程度）により割合を審

査委員会において決定します。ただし、保護者及び教職員については、PTA活動中の事故については3倍、児童生徒を対象とした社会的行事参加中については2倍とします。また、入・通院の見舞金と合わせて10万円を超えないものとします。

- 2 傷害事故発生から180日間以内に、入・通院の後死亡した場合や後遺障害が重なる場合も、見舞金の上限は合算で10万円を超えないものとします。
- 3 傷害見舞金支払い対象は、治療（受診）回数が2回以上の場合です。（同時傷害に

よる、1日2科受診も治療2回と数えます一例、歯科と整形外科）

- 4 骨折（離開・骨端線損傷）については病医院で医師の治療を受けた時に限り、通院期間から治療回数を差し引いた日数の5分の1を治療回数として加算します。
- 5 整（接）骨院で治療を受けた時は、既定給付の五割とします。

注）この規定は、2023年4月1日以降発生した事故傷害より適用します。